

医政看発 0903 第 1 号
令和 6 年 9 月 3 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長
（ 公 印 省 略 ）

「保健師助産師看護師法施行規則及び看護師等の人材確保の促進に関する法律
施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）

保健師助産師看護師法施行規則及び看護師等の人材確保の促進に関する法律
施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 122 号）については、
別添のとおり令和 6 年 9 月 3 日に公布され、同日から施行されることとなりました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、こ
れを御了知いただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係機
関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

第一 改正の趣旨

- 保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）につい
ては、保健衛生行政上、その分布及び業態を正確に把握する必要があること
から、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号。以下「保助看法」と
いう。）第 33 条において、2 年ごとに、届出年の 12 月 31 日現在における氏
名、住所その他厚生労働省令で定める事項について、その就業地の都道府県
知事に届け出なければならないこととされている。この届出については、保
健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号。以下「保助看法
施行規則」という。）第 33 条第 2 項において、第 3 号様式による届書を提出
することによって行う旨を規定している。
- 令和 6 年度は、保助看法第 33 条の規定に基づき届出を実施する年であり、
今後の看護師等の確保対策の検討等に活用するために必要な情報を当該届出
により把握することを可能とするため、保助看法施行規則第 3 号様式等につ
いて、所要の改正を行う。

- また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 36 条の規定による改正後の看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年法律第 86 号。以下「人確法」という。）第 9 条第 1 項において、厚生労働大臣は、都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組を支援するために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、厚生労働省令で定めるところにより、保助看法第 33 条の規定による届出の内容についての情報提供を求めることができることとされた。
- 加えて、人確法第 9 条第 2 項において、厚生労働大臣は、都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組を支援するため、看護師等の同意を得て、当該看護師等が住所を有する都道府県に対し、当該看護師等の氏名、住所その他の当該看護師等の個人に関する情報であつて、都道府県が当該看護師等の資質の向上及び就業の促進に関する施策を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定めるものを提供することができることとされた。
- 同条の規定は、令和 6 年 5 月 27 日から施行されているところ、同条に規定する情報提供の内容について、同条の規定による情報提供のシステムの構築が完了する以前に整備する必要があるため、看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則（平成 4 年厚生省令第 61 号。以下「人確法施行規則」という。）について、所要の改正を行う。

第二 改正の内容

【保助看法施行規則の一部改正関係】

- 保助看法施行規則第 33 条第 3 項において、保健師業務、助産師業務又は看護師業務のうち 2 以上の業務に従事する者にあつては、主として従事する業務について届出を行うこととしているところ、当該規定の対象業務に「准看護師業務」を加える。
- 保助看法施行規則第 3 号様式について、
 - ・ メールアドレスの記載欄を追加
 - ・ 主たる業務の欄において、准看護師業務を追加
 - ・ 業務に従事する場所の欄における、「8 事業所」の項目において、「ア 事業所内診療所」及び「イ その他」の記載欄を追加する等の改正を行う。

【人確法施行規則の一部改正関係】

- 人確法施行規則において、人確法第 9 条第 1 項に規定されている情報提供は、電子情報処理組織（厚生労働大臣の使用に係る電子計算機と都道府県知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用

する方法により行うものとする。

○ 人確法施行規則において、人確法第9条第2項の規定に基づき厚生労働大臣による提供が可能な情報として、

- ・ 人確法第9条第1項の規定により都道府県知事から提供を受けた情報
- ・ 職務の経歴
- ・ 受講した研修に係る情報
- ・ その他、都道府県が看護師等の資質の向上及び就業の促進に関する施策を実施するに当たって参考となる情報

とする等の改正を行う。

○厚生労働省令第百二十二号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第三十三条及び看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第九条第一項及び第二項の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三日

厚生労働大臣 武見 敬三

保健師助産師看護師法施行規則及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(保健師助産師看護師法施行規則の一部改正)

第一条 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	(届出)	第三十三条 (略)	2 (略)	3 前項の届出は、保健師業務、助産師業務、看護師業務又は准看護師業務のうち、	二以上の業務に従事する者にあつては、主として従事する業務について行うものとする。
改正前	(届出)	第三十三条 (略)	2 (略)	3 前項の届出は、保健師業務、助産師業務又は看護師業務のうち、二以上の業務に従事する者にあつては、主として従事する業務について行うものとする。	

第三号様式を次のように改める。

第三号様式 (第二十三条関係)

(保健師、助産師、看護師、准看護師)業務従事者(国)

(年12月31日現在)

氏名

ふりがな

性別

1. 男2. 女

生年月日

1. 令和2. 平成3. 昭和4. 西暦
年 月 日 (歳)

住所

都道府県

メールアドレス

⑥

免許の種類

登録番号

登録年月日

保健師籍

厚生労働省
(都道府県) ※都道府県からの免許付与者のみ
第 第 号
1. 令和2. 平成3. 昭和 年 月 日

助産師籍

厚生労働省
(都道府県) ※都道府県からの免許付与者のみ
第 第 号
1. 令和2. 平成3. 昭和 年 月 日

看護師籍

厚生労働省
(都道府県) ※都道府県からの免許付与者のみ
第 第 号
1. 令和2. 平成3. 昭和 年 月 日

准看護師籍

都道府県
(都道府県) ※都道府県からの免許付与者のみ
第 第 号
1. 令和2. 平成3. 昭和 年 月 日

主たる業務

1 保健師業務2 助産師業務3 看護師業務4 准看護師業務

業務に従事する場所

1 病院
診療所
イ 無床)
2 分娩の取扱いあり
(ア) 開設者
イ 従事者
ウ 出張のみによる者)
3 分娩の取扱いなし
(ア) 開設者
イ 従事者
ウ 出張のみによる者)
4 訪問看護ステーション
(ア) 管理者
イ 従事者)
5 介護保険施設等
(ア) 介護老人保健施設
指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
オ 居宅介護支援事業所
イ 介護医療院
エ 居宅サービス事業所
カ その他)
6 社会福祉施設
(ア) 老人福祉施設
イ 児童福祉施設
ウ その他)
7 保健所、都道府県又は市区町村
(ア) 保健所
イ 都道府県 (アを除く)
ウ 市区町村 (アを除く)
8 事業所
(ア) 事業所内診療所
イ その他)
9 看護師等学校養成所又は研究機関
その他
10 所在地
都道府県
電話番号 (-)
名称
雇用形態
1 正規雇用2 非正規雇用 (1又は2に該当しない者)
3 派遣 (紹介予定派遣を含む)
常勤換算
1 フルタイム労働者
2 短時間労働者 (0.) 人 ※記入例参照

看護師の 特定行為 研修の 修了状況	従事期間等	1 従事期間1年未満 (従事開始の理由 ア その他) 2 従事期間1年以上2年未満 (従事開始の理由 ア 転職 エ その他) 3 従事期間2年以上	1 従事期間1年未満 (従事開始の理由 ア 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 2 従事期間1年以上2年未満 (従事開始の理由 ア 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 3 従事期間2年以上
	特定行為研修の修了の有無		指定研修機関番号
	1. 有		2. 無
	修了した特定行為区分		
	1 呼吸器 (気道確保に係るもの) 関連 3 呼吸器 (長期呼吸療法に係るもの) 関連 5 心臓ドレーン管理関連 7 腹腔ドレーン管理関連	2 呼吸器 (人工呼吸療法に係るもの) 関連 4 循環器関連 6 胸腔ドレーン管理関連 8 ろう孔管理関連	9 栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連 10 栄養に係るカテーテル管理 (末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連 11 創傷管理関連 12 創部ドレーン管理関連 13 動脈血液ガス分析関連 14 透析管理関連 15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 16 感染に係る薬剤投与関連 17 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 18 術後疼痛管理関連 19 循環動態に係る薬剤投与関連 20 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連 21 皮膚損傷に係る薬剤投与関連
	修了した領域別バッチージ研修		
	1 在宅・慢性期領域 3 術中麻酔管理領域 5 外科系基本領域	2 外科術後病棟管理領域 4 救急領域 6 集中治療領域	
備考			

- (注意)
- 該当する文字又は数字を○で囲むこと。
 - 年齢は、届出年の12月31日現在の満年齢を記載すること。
 - 「免許の種類」の欄は、保有する全ての免許について記載すること。
 - 「主たる業務」の欄は、主たる業務の一つについて記載すること。
 - 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所で業務に従事している場合については、その主たるもの一つについて記載すること。
 - 「3 助産所」の「分娩の取扱いあり」「分娩の取扱いなし」については、分娩取扱いの実績の有無に関わらず、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は、「分娩の取扱いあり」の項目に記すること。
 - 事業所内に設置された診療所については、「2 診療所」ではなく「8 事業所」を含むものとする。
 - 「5 介護保険施設等」は、「1 病院」、「2 診療所」及び「4 訪問看護ステーション」に該当するものを除くものとする。
 - 「6 社会福祉施設」は、「1 病院」から「5 介護保険施設等」までに該当するものを除くものとする。

- 「雇用形態」は、次により記載すること。
 - 「1 正規雇用」とは、施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者を指すこと。
 - 「2 非正規雇用 (1又は3に該当しない者)」とは、パートタイム、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「1 正規雇用」「3 派遣 (紹介予定派遣を含む)」に該当しない者を指すこと。
 - 「3 派遣 (紹介予定派遣を含む)」とは、派遣会社から派遣されている者を指すこと。
 - 「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわらず、次により記載すること。
 - 「1 フルタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が40時間程度 (1日8時間・週5日勤務等) の者を指すこと。
 - 「2 短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者を指すこと。また、() は常勤換算した数値を記入すること。この場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入することとするが、0.1に満たない場合は0.1と記入すること。
- 短時間労働者の1週間当たりの労働時間
- 常勤換算＝ $\frac{\text{フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間}}{\text{フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、①週2日8時間勤務の場合 (アルバイト等) ②週5日6時間勤務の場合 (育児短時間勤務等)}}$
- 例) $\frac{\text{フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、①8時間×2日 ②6時間×5日}}{40時間} = \text{① } 0.4人 \text{ ② } 0.8人$
- 「従事開始の理由」は、次により記載すること。
 - 「ア 新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合 (ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。) を指すこと。
 - 「イ 再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合 (ただし、「ア 新規」を除く。) を指すこと。
 - 「ウ 転職」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指すこと。
 - 「エ その他」とは、「ア 新規」、「イ 再就業」及び「ウ 転職」のいずれにも該当しない場合を指すこと。
 - 「看護師の特定行為研修の修了状況」は、次のように記載すること。
 - 「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号) 第37条の2第2項第4号に規定する研修を指し、「指定研修機関」とは、同項第5号に規定する特定行為研修を行う者を指すこと。また、「特定行為区分」とは、同項第3号に規定する特定行為の区分を指し、「領域別バッチージ研修」とは、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令 (平成27年厚生労働省令第33号) 別表第4の備考第5号に規定するとおり実施した研修を指すこと。
 - 「修了した特定行為区分」の欄は、該当する全ての特定行為区分について記載すること。
 - 「修了した領域別バッチージ研修」の欄は、該当する全ての領域について記載すること。

(看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部改正)
第二条 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則(平成四年厚生省令第六十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(法第九条第一項の厚生労働省令で定める方法) 第一条 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号。以下「法」という。)第九条第一項の規定による情報の提供は、電子情報処理組織(厚生労働大臣の使用に係る電子計算機と都道府県知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。)を使用する方法により行うものとする。 (法第九条第二項の厚生労働省令で定める情報) 第一条の二 法第九条第二項の厚生労働省令で定める情報は、次のとおりとする。 一 法第九条第一項の規定により都道府県知事から提供を受けた情報 二 看護師等の職務の経歴(従事した主な業務の内容を含む。) 三 看護師等有する国家資格(資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行ない、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。)及び受講した研修に係る情報 四 前三号に掲げる情報のほか、都道府県が看護師等の資質の向上及び就業の促進に関する施策を実施するに当たって参考となる情報	(新設)

(看護師等確保推進者を置かなければならない病院)

第二条 法第十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める病院は、その有する看護師等の員数が、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定める員数の七割に満たない病院とする。

(法第十二条第四項の厚生労働省令で定める届出事項)

第二条の二 (略)

(看護師等確保推進者を置かなければならない病院)

第一条 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号。以下「法」という。)第十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める病院は、その有する看護師等の員数が、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定める員数の七割に満たない病院とする。

(法第十二条第四項の厚生労働省令で定める届出事項)

第二条 (略)

附則
この省令は、公布の日から施行する。

官 庁 報 告

国 家 報 告

令和 6 年度水産業普及指導員資格試験の実施について
水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱(令和 4 年 3 月 29 日付け 3 水産第 256 号)農林水産事務次官(依命通知)別表 2 水産業普及指導員資格試験実施要領第 4 の規定に基づき、令和 6 年度水産業普及指導員資格試験の実施について、次のように公告する。

令和 6 年 9 月 3 日 農林水産大臣 坂本 哲志

第 1 試験方法

水産業普及指導員資格試験(以下「試験」という。)は、書類審査、筆記試験及び口述試験とし、それぞれ次に掲げる方法により行う。

1 書類審査

業績報告書(別記様式第 1 号)に記載した職務内容及び審査課題に対する報告書により、普及指導活動に必要な技能を有しているかどうかの判定を行う。

2 筆記試験

次に掲げる課題について行う。

(1) 基礎課題(共通問題)

水産業に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの

(2) 専門課題(選択問題)

水産業に関する専門的な技術に関する知識及びその普及活動への応用力の有無を判定する内容のもの

3 口述試験

面接により、水産業の現場における課題を解決するために必要な意欲、常識、態度、意思疎通の能力等を有するか否かの判定を行う。